

建設常任委員会関係

山形県都市公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(行為の制限)</p> <p>第5条 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた行為の内容を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>(5) 有料公園施設の内部に広告物を表示すること（次条第1項の許可を受けて当該有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合又は山形県総合運動公園の陸上競技場若しくは中山公園の野球場に常時広告物を表示する場合に限る。）。</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第5条 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた行為の内容を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>(5) 有料公園施設の内部に広告物を表示すること（次条第1項の許可を受けて当該有料公園施設を使用する者が広告物を表示場合又は別表第1の2に掲げる有料公園施設に常時広告物を表示する場合に限る。）。</p>

2 一略一

2 一略一

別表第1の2

都市公園	有料公園施設
蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク	スケートパーク
最上中央公園	屋内多目的施設
最上川ふるさと総合公園	スケートパーク
山形県総合運動公園	陸上競技場、総合体育館、テニスコート、屋外プール、第2運動広場、第3運動広場、屋内多目的コート
中山公園	野球場

別表第2

1 及び 2 一略一

3 第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の使用料

区分	単位	金額	
一略一			
第5条第1項第5号に掲げる行為	一略一		
	山形県	1 広告物	52,460円の範囲内で知事が定める額
	総合運動公園	1 平方メートル	
	陸上競技場	1 年につき	

別表第2

1 及び 2 一略一

3 第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の使用料

区分	単位	金額	
一略一			
第5条第1項第5号に掲げる行為	一略一		
	別表第1の2に掲げる有料公園施設	1 広告物	52,460円の範囲内で知事が定める額
		1 平方メートル	
		1 年につき	

	又は中山公園の野球場に常時広告物を表示する場合		
--	-------------------------	--	--

備考

1 及び 2 一略一

	設に常時広告物を表示する場合		
--	----------------	--	--

備考

1 及び 2 一略一